

週休 2 日工事の試行について

1 試行内容

長崎県が制定した「令和 2 年度週休 2 日モデル工事の試行要領」に準じた取扱いとし、建設業の担い手の確保や育成を図るための労働環境改善の取り組みとして「週休 2 日工事」を試行します。

(1) 対象工事

市が発注する工事（建築工事を除く）において、下記のいずれにも該当しない土木工事を対象とする。

- ① 災害復旧工事
- ② 小規模工事、工場制作が主たる工事、材料費が工事費の大部分を占める工事等で現場作業期間が 4 週間未満であることが想定される工事
- ③ 供用を控える等工期に制約がある工事

(2) 週休 2 日について

「4 週 8 休」を基本としながら、令和 3 年度は「4 週 6 休」の休日を確保することとする。休日は 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とする。

2 諸経費の補正について

週休 2 日工事の当初設計において、諸経費に補正係数を乗じて積算し発注するものとする。

補正係数については、国の「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」モデルに準じた次の補正係数とする。

補正係数			
①労務費	1. 0 1	②機械経費（賃料）	1. 0 1
③共通仮設費	1. 0 2	④現場管理費	1. 0 3

3 試行時期

令和 3 年 4 月 1 日以降に起工する工事から試行